

多賀こども園利用に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は「熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第5条の規定に基づき利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

社会福祉法人景徳会

多賀こども園

多賀こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 景徳会
所在地	熱海市上多賀948番地の1
電話番号	0557-68-3437
代表者氏名	理事長 原田 昌行

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園							
施設の名称	多賀こども園							
施設の所在地	熱海市上多賀934番地の16							
連 絡 先	電話番号 68-3437 FAX 68-5099							
ホームページ	http://www.tagahoikuen.ed.jp							
管 理 者	園長 原田 昌徳							
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育及び教育を必要とする小学校就学前児童							
利用定員	認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	1号	—	—	—	2	3	3	8
	2・3号	3	6	6	8	8	9	40
	計	3	6	6	10	11	12	48
開設年月日	昭和21年3月25日認可							
事業所番号	2220551000112							

3 サービスの目的・運営方針・園目標

多賀こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 園目標「あかるく げんきな子」
「たくましく やさしく おもいやりのある子」
「みっちり じっくり かんがえようとする子」

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	7 2 1 . 7 6 m ²
	園 庭	1 1 5 3 . 1 1 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造二階建
	延べ面積	4 6 2 . 5 4 m ²

海拔 園庭 1 4 m・さくらのおにわ（第二園庭） 1 7 m

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	もも組（満 0 歳児クラス）
保育室	4 室	れんげ組・ひまわり組（満 1 ・ 2 歳児クラス） たんぽぽ組（満 3 歳児クラス） すみれ組（満 4 歳児クラス） さくら組（満 5 歳児クラス）について各 1 室
調理室	1 室	
事務室・医務室・更衣室・食料保管庫・保育教材倉庫・便所・シャワー室など		

5 職員の設置状況

職 種	員数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
保育教諭・保育士	1 5	9	6	
栄養士	1	1		
調理員	1		1	
看護師	1		1	

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長・副園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（6：50～15：50）（7：00～16：00）
保育教諭	（8：00～17：00）（8：30～17：30）
保育士	（9：00～18：00）（9：35～18：35）
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯になることがあります。

6 特定教育・保育の提供を行う日、及び時間並びに提供を行わない日

登園降園時間は原則、お守り下さい。当日または事前に通常時とは異なる登降園時間になる場合は園長の許可が必要となります。園の日課・行事・その他のやむを得ない理由により原則としてあらかじめ保護者に周知したうえで変更することもあります。時間外保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

幼稚園部【1号・新2号（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日～金曜日	
教育・保育時間	教育標準時間	8：30～15：30
預かり保育	保育時間	7：30～ 8：30 15：30～18：00
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日 学年始休業日 4月1日から4月8日までの間で園長が定める日 夏季休業 7月21日から8月31日までの間で園長が定める日 冬季休業 12月22日から1月7日までの間で園長が定める日 学年末休業日 3月20日から3月31日までの間で園長が定める日 その他、園長が特別に定めた日 学年始、夏季、冬季、学年末については預かり保育を実施します。	

※預かり保育においては、預かり保育申請書を提出していただきます。

保育園部【2号・3号（保育認定）】

提供する曜日	月曜日～土曜日	
開所時間	月曜日～金曜日	7：00～19：00
	土曜日	7：00～18：00
教育・保育時間	保育標準時間	7：00～18：00（11時間）
	保育短時間	7：00～15：00（8時間）
延長時間	保育標準時間	18：00～19：00
	保育短時間	15：00～19：00
休園日	日曜日、国民の祝日 年末年始 12月29日～1月3日 その他、園長が特別に定めた日	

※保育時間は、原則的に就労時間に通勤時間を加えたものです。

7 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(1) 特定保育の提供

上記6に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 独自の保育内容

こども園は、集団生活の中で、健康・安全など基本的な生活習慣を確立すること、積極的で情操豊かな社会性を養うことなどを重点として、お子さんの心身の発達を促すように働きかけています。乳児から幼児までの好ましい発達を保障しつつ、さらに多賀こども園独自の保育方針で、次のことをとりいれております。（1～2については昭和58年度より行っています。）保育の一環として行うので別途利用者負担はありません。

①書道・・・5歳児

毎日書道会審査会員・静岡県書道教授会理事長であり書道研究群鷗社の加藤秋濤先生・春彩先生たちの御指導を仰ぎ週一回行います。言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉が身につくように、きびしい中にも楽しくやさしく無理のないように指導していただいております。

②水泳・・・5歳児

株式会社エンゼルの御支援と（財）日本水泳連盟・（財）日本体育協会公認指導員シャトースイミングクラブ山科祐子代表のもと、井上敏コーチのご指導で温水プールを

使用し年間を通じ体力づくりの一環として行います。最初は水に慣れることが第1です。慣れてきたところでビート板・ヘルパー・ゴーグルをつけます。卒園する頃にはできれば15mをクロールで泳げることを目標にしています。

③茶道・・・5歳児

社団法人裏千家淡交会・梶江宗光先生の御指導を仰ぎ行ないます。茶道とは、道徳や作法だけでなく芸術性・宗教性・哲学性・社交性を含んだ総合的な文化であり、情操教育を基盤として人間形成をめざす目的を持っています。“一碗のお茶を点てそれをいただく”ということをとおして、人と人が素直にふれあい、感謝と心豊かな気持ちを学んでほしいと願っています。昭和63年度より行っています。

④リズムあそび・・・全園児

こどもの夢と未来舎代表・佐藤節子先生のご指導で月一回行います。牛乳パックで作ったリズム積木や水道ホースで作ったフープ等“自分の身近なところから保育材料を見つけ活用しよう”をテーマに、体いっぱい使ったリズムあそびやリトミックあそび・手あそび等、リズムが大好きになれるように楽しみながら教えていただいています。平成11年4月より行っています。

⑤英語・・・4、5歳児

株式会社トライグループ講師・稲田昌子先生のご指導で月2回行います。ゲームや歌を通して楽しい雰囲気の中、色々な挨拶や単語等が自然に身につく“英語って楽しいな・・・”大好きになれるように指導していただいています。平成12年12月より行っています。

(3) 登降園について

- ①登降園は、必ず保護者が責任を持ち通園しましょう。自家用車の場合は、チャイルドシートやジュニアシートに正しく座らせましょう。
- ②防犯及び安全管理のため、登降園の際はお子さんから目を離さないよう手を引いて、飛び出し等に十分気をつけて下さい。事故にも十分気をつけて下さい。
- ③登園前に必ず朝食をとり、用便の習慣をつけましょう。洗顔・歯磨き・うがい・あいさつも忘れないように励ましましょう。
- ④登園時には、靴箱上に置いてある「出欠確認表」に記入して下さい。健康状態など気になることがありましたら登園の際に職員にお伝え下さい。必ず職員に直接引き渡して下さい。
- ⑤欠席の場合は、理由（病欠や私用など）を添えて9時までに連絡して下さい。また、9時30分過ぎに登園される場合は、その旨も連絡して下さい。（給食数の確認のため）9時30分までに連絡がない時は、保護者の方に連絡をします。
- ⑥お迎えの時間が15分以上遅れる時は、お子さんが心配をしますので連絡をして下さい。お迎えの方が変更になる場合は、必ず事前に連絡をお願いします。
- ⑦車から離れる時は、貴重品は必ずお持ちになり鍵を掛けましょう。

(4) 午睡（昼寝）について

昼寝は、大脳機能の回復と自律神経の調節として必要です。昔から「寝る子は育つ」といいますが、長時間預かるこども園では昼寝をすることが情緒の安定につながりよい子を育てます。たとえ眠らなくても身体を横にして静かに休息するだけでも良いのです。疲労が重なると病気や怪我の原因にもなります。夜遅くまで起きていて、睡眠不足で登園する子どもの中にはありますが、子どもが元気良く楽しく園生活を送るためにも、家庭での生活リズムを規則正しくするように配慮して下さい。4歳児・5歳児は夏期のみ午睡をします。

睡眠時間の目安（午睡を含みます）

・4ヶ月～11ヶ月（もも組）

12時間～15時間

- ・ 1 歳～ 3 歳（れんげ組・ひまわり組） 1 2 時間～ 1 4 時間
- ・ 4 歳～ 6 歳（たんぽぽ組・すみれ組・さくら組） 1 0 時間～ 1 3 時間

あくまで目安ですが、なるべく 2 1 時までにお布団やベットに入るよう促し、添い寝や部屋を暗くするなど工夫して就寝するようお願いいたします。こども園での午睡は、クラスや個人により多少異なりますが、約 2 時間程です。

(5) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	備 考
0 歳児	1 0 時頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
1 歳児	1 0 時頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
2 歳児	1 0 時頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
3 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	主食を持参 (110g 位)
4 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
5 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。また、具合の悪い時は特別食に変更することができますので、ご相談ください。

(6) い草ぞうりについて

土ふまずを構成している 7 つの足根骨のうちの、最後の舟状骨が化骨するのが 5 歳頃であり就学までには土ふまちは形成されるものと考えられています。鼻緒をはさんで歩くと、立位姿勢のバランスを保持し、指の働きが良くなり転倒や怪我が少なくなります。又、土ふまちは促進され、かかとより指の部分が広がって重心がつま先寄りになり、姿勢が良くなります。足指と足裏への適度な刺激は、第 2 の心臓といわれる足を伝わり、脳へ刺激を与え脳の働きをイキイキとさせます。又、発汗によるムレからの悪臭湿疹を防ぎ、足の衛生を保ちます。健康な体づくりの一つとして、昭和 63 年より行っています。

洗い方ですが、表のい草の部分は洗剤のついた布でふき、もう一度水拭きをする。裏の汚れはタワシで洗う。このように洗った後、日陰干しにする。

(7) その他

①病児・病後児保育事業「体調不良児対応型」

保育中に発熱等、急に「体調不良」となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、医務室等において看護師等が緊急的保健的な対応を図る事業です。平成 19 年 4 月より行なっています。

②地域子育て拠点事業「南熱海子育て支援センター」

この事業は、子育てに関して相談相手をもたない親が増えていることから、こども園のノウハウを提供し、悩みの解消や子育ての環境を整えることを目的としています。事業内容としては、電話・来園相談、園庭開放、子育ての勉強会、子育てサークルの育成、こども園行事の参加、栄光熱海中央保育園子育て支援センターとの連絡会等です。国庫補助事業で平成 9 年 4 月に開設しましたが、平成 18 年より熱海市と業務委託契約となりました。

③一時預かり事業「幼稚園型Ⅰ」

幼稚園部に在籍する園児に対して、教育時間の前後又は長期休業日等において預かり保育を行う事業です。令和 7 年 4 月 1 日より実施。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表 1 に掲げる費用を負担していただきます。

9 支払方法

(1) 毎月の保育料（3歳未満児）は、園が指定する金融機関（富士伊豆農協）の口座から自動引き落としとします。引き落とし日は毎月20日（金融機関が休日の場合は翌営業日）となります。尚、引き落とし手数料（別表1）は各ご家庭でのご負担となります。

(2) その他費用（延長保育料等）は現金にて園へ納入をしていただきます。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用開始について

① 1号・新2号

園が窓口となり園に直接申込をしていただきます。

当園の教育・保育方針に賛同し、当園の運営等にご理解とご協力をいただけるご家庭からの応募を受け付け、次の場合は優先入所とします。

- ・在園児で1号に変更の方
- ・在園児の兄弟姉妹
- ・育休中の方
- ・無職だが就労予定のある方
- ・多賀こども園の方針に理解のある方
- ・保護者が卒園児の方
- ・熱海市または近隣市町に在住の方

なお、優先入所以外の家庭、優先入所から外れた家庭の選考方法は先着順となります。

② 2号・3号

支給認定を受けた後、熱海市の利用調整に基づき、当園に入園が決定した児童に対し教育・保育の提供を開始します。

(2) 利用の終了について

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ・利用児童が小学校に就学したとき。
- ・児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件（別表 1）に該当しなくなったとき。
- ・保育料、延長保育料等の利用者負担の滞納が生じた際には、こども園の経営に影響を及ぼすことから、滞納状況等について熱海市に相談を行い、市が関与することを承諾ください。尚、支払われない場合は退園処置となります。
- ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。
- ・その他、当園では保護者の皆様からのご意見、ご要望、苦情に可能な限り対応できるよう努力して参りますが、それでも当園に対して再三のご不満や苦情が出てくる場合、転園退園を含めてご検討願う場合があります。

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	三田村医院
医院長名	三田村 宏
所在地	熱海市網代 4 4 7 番地
電話番号	6 8 - 0 1 4 3

(2) 歯科

医療機関の名称	愛歯科診療所
医院長名	牟田 龍生
所在地	熱海市田原本町 9 番地の 1 熱海第一ビル 6 F
電話番号	8 3 - 2 1 8 4

1 2 こども園での感染症出席停止基準、熱や嘔吐下痢、怪我の対応について

(1) こども園での感染症出席停止基準（別表 2）について

法定伝染病（コレラ・赤痢・日本脳炎など 1 1 種）以外にも、伝染する恐れのある病気を、学校保健法により小学校等では登校禁止にしています。こども園でも、学校保健法で登校禁止になっている病気は登園禁止です。又それ以外の病気であっても、抵抗力や体力のない乳幼児においては、伝染の恐れがなくなり体力が回復し、集団において支障がないと認められるまで登園を控えていただいております。感染症出席停止基準（別表 2）を参考の上、病気が治りましたら登園されますようお願いいたします。登園時に別紙 1 ～ 4 を提出して下さい。

(2) 熱や嘔吐・下痢時の対応について

毎朝、起床後お子さんの健康状態をよく観察し、異常を感じた場合はお休みし、早めの受診をお願いします。（早期治療＝早期回復）一般状態が良くても、登園時に 3 7. 5 度以上の熱がある時または平熱より 1 度以上熱がある時は、保育中に上昇する可能性があるのでお預かりできません。前日や当日の朝に解熱剤や吐き気止め・下痢止めなど、薬を使用した場合もお預かりできませんので、ご了承下さい。熱は一時的に体を弱めます。3 8 度以上出た時は、解熱後 2 4 時間はこども園をお休みして、ご家庭での保育をお願いします。嘔吐した時はその症状がなくなり普通食が食べられるまで、下痢の時は普通便が確認できるまでお休みして下さい。

(3) 怪我の対応について

軽い怪我については、応急手当をします。医療機関にかかった方がよいと思われる怪我については、保護者の方に連絡をしますので、受診をお願いします。緊急度の高い場合は、看護師等が付き添って受診をしたり、救急車を要請したりする場合があります。

こども園は 0 歳児から 5 歳児の子ども達が集団生活を送っていますので、無理な登園がないようご配慮下さい。ご協力をお願いします。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・窓口担当者 主幹保育教諭 原田 くみこ	
	・ご利用時間 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0	
第三者委員会	・TEL 6 8 - 3 4 3 7 ・FAX 6 8 - 5 0 9 9	
	担当者が不在の場合は当園職員までお申し出ください。	
第三者委員会	監事 小川康夫	電話番号 6 8 - 0 8 6 9
	監事 鈴木 俊	電話番号 6 7 - 2 4 5 1

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。
又、メールでも受付けます。 home@tagahoikuen.ed.jp

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・その他、カーテン類の防災処理 有
災害用備蓄品	・3日をめどにミネラルウォーターや食料・ストロー浄水器 ・簡易トイレ・サバイバルブランケット・発電機・懐中電灯 ・ラジオ・防水シートやロープ・レスキューキッド等
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 総合防災訓練は、市と消防本部と連携して11月1月の2回実施します。

○災害発生時の行動（保育中に災害が発生した場合と保護者との連携）について（別紙5）と避難情報発令時の対応について（別紙6）を配布して、共通理解を図る。

- (1) 保育中に地震（津波）が発生（震度5弱以上）した場合
- (2) 保育中に熱海市に気象に関する避難情報が発令された時
- (3) 登園前（午前6時時点で発令中又は午前6時から開園時刻までに発令）に熱海市に気象に関する避難情報が発令された時
- (4) 保護者との連携

1 5 虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため措置を講ずる。保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに「児童虐待の防止等に関する法律の規定」に従い、市学校教育課・児童相談所等適切な機関に通告します。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険（A I G）
保険の内容	遠足や交通教室などの園行事
保険金額	死亡・後遺障害500万円 入院日額3,000円 通院1,500円
保険の種類	賠償責任保険（三井住友海上）
保険の内容	生産物（給食）、支援センター児も含
保険金額	身体障害4億円 財物損壊4億円
保険の種類	災害共済給付（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	管理下における災害
保険金額	障害見舞金82万円 死亡見舞金2800万円

1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治的活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先及び指定する医療機関等へ速やかに連絡を行います。移送を希望する病院を記入して下さい。希望がなければ記入しなくても構いません。

緊急時、連絡がつかなかった場合には、こども園の判断で受診をします。

緊急ではないが、病院を受診してほしい病気や怪我の時は、様子をお伝えしますので、お迎えをお願いします。緊急連絡先が変更になった時は、必ずお知らせ下さい。

緊急連絡先①	氏 名 :
	電話番号 :
緊急連絡先②	氏 名 :
	電話番号 :
緊急時に移送を希望する病院 (かかりつけ)	小児科 (病・医院名)
	(電話番号)
	整形外科 (病・医院名)
	(電話番号)
	歯科 (病・医院名)
	(電話番号)

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：多賀こども園

説明者職名：主幹保育教諭 原田くみこ

同意書
多賀こども園の利用に当たり、「重要事項証明書」の説明を受けたので同意します。又、下記児童及びその保護者等に係る個人情報についても、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。 ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。 ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。 ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。 多賀こども園 園長 原田昌徳 様 令和 年 月 日 保護者住所： 児童氏名 ： 保護者氏名： 児童から見た続柄：

別表 1

1. 保育料に係る利用者負担金

保育料（0歳児から2歳児）

支給決定を受けた市町の徴収基準により決定します。

園の指定する金融機関（富士伊豆農協）の口座から毎月、自動引き落としをします。引き落とし手数料（1件につき55円）は各ご家庭でのご負担となります。

- ・熱海市内にお住まいで0歳児クラスから2歳児クラスに在籍される場合には、熱海市の政策で保育料は無償です。

2. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
保育用品	保育に使用する個人持ち用品	年額 適宜
写真代	行事の記念写真	年額 個人差あり
保護者会	さくら会費	月額 500 円
副食費	おかず・おやつ等（3歳児から5歳児）	月額 5,000 円
保険費用	日本スポーツ振興センター	年間 300 円

※副食費の徴収について（3歳児から5歳児）

- ・食事の提供に要する費用として、副食費相当分（おかず・おやつ等）5,000円（保育園部）3,100円（幼稚園部）を毎月10日までに徴収します。月額を基本とし、日割り計算は行いません。金額は食材費等の状況により変更することがあります。
- ・副食費の滞納が生じた際には、こども園の経営に影響を及ぼすことから、滞納状況等について熱海市に相談を行い、市が関与することを承諾ください。
- ・熱海市内にお住まいで3歳児クラスから5歳児クラスに在籍される場合には、熱海市の政策で副食費は無償です。

3. 延長保育料・預かり保育料に係る利用者負担

項目	金額
【保育園部】 保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	【保育標準時間認定】18時30分から500円 【保育短時間認定】15時00分から30分毎100円
【幼稚園部】 教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	【平日】 7:30～8:30 15:30～18:00 利用料は無料 【長期休業日】（夏休み冬休み春休み） 8:30～15:30の利用料は無料
開所時間以降	月曜日～金曜日 19時を過ぎた場合 500円 土曜日 18時を過ぎた場合 500円

4. 子ども・子育て支援法に定める支給要件

- （1）就労（1ヶ月64時間以上の労働が必要です。）
- （2）妊娠、出産（出産予定月を中心として前後各2ヶ月ずつ、合計5ヶ月）
- （3）保護者の疾病、障害
- （4）同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- （5）災害復旧
- （6）求職活動（起業準備を含めます）
ただし、入園後2ヶ月以内に就労を開始することが条件となります。
- （7）就学（職業訓練校等における職業訓練を含めます）
- （8）虐待やDVのおそれがあること
- （9）育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- （10）その他、市長が必要と認めるもの

別表 2

感染症出席停止基準（令和5年10月改正）

★印（1）～（15）の感染症は、登園時に「登園に関する医師の意見書」（別紙1）が必要です。（熱海市全保育施設共通）（16）～（24）は、登園時「登園届」（別紙2）を、（25）～（29）は「完治報告書」（別紙3）が必要です。医師により「集団生活に支障がない状態」と診断されたら、保護者が自筆で記入し園へ提出して下さい。又、（30）新型コロナウイルスと（31）インフルエンザについては、保護者が経過を記入し、新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（別紙4）を園へ提出して下さい。（熱海市全保育施設共通）

別紙1 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

- （1）★百日咳 …… 特有な咳が消失していること、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
- （2）★麻疹（はしか） …… 解熱後3日を経過していること
- （3）★流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
- （4）★風しん …… 発しんが消失していること
- （5）★水痘（水ぼうそう） …… 全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
- （6）★咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス） 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
- （7）★結核 …… 医師により感染のおそれがないと認められていること
- （8）★侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） …… 同 上
- （9）★コレラ …… 同 上
- （10）★細菌性赤痢 …… 同 上
- （11）★腸チフス・パラチフス …… 同 上
- （12）★腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111 等） 医師により感染のおそれがないと認められていること
- （13）★流行性角結膜炎（はやり目・アデノウイルス） 結膜炎の症状が消失していること
- （14）★急性出血性結膜炎 …… 医師により感染のおそれがないと認められていること
- （15）★その他の感染症

別紙2 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

- （16）溶連菌感染症 …… 抗菌薬の内服後24時間～48時間を経過していること
- （17）マイコプラズマ肺炎 …… 発熱や激しい咳が治まっていること
- （18）手足口病 …… 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
- （19）伝染性紅斑（りんご病） …… 全身状態が良いこと
- （20）ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタウイルスなど） 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
- （21）ヘルパンギーナ …… 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
- （22）RSウイルス感染症 …… 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
- （23）帯状疱疹（ヘルペス） …… すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
- （24）突発性発しん …… 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

別紙3 出席停止ではないが医師が登園を認め、全身状態が良好であること（ひどい時は園の判断でプール遊びは停止します）

- （25）アタマジラミ症 …… 頭髮に直接接触した時や、タオルや脱いだ衣類などを介して間接的に感染します。タオル・帽子・クシなどは共用しない。
- （26）疥癬（ヒゼンダニ） カイセン …… シーツや布団を共有しない
- （27）伝染性軟属腫（水いぼ） …… ヘルパー・ビート板・タオルなどを共用しない
- （28）伝染性膿痂しん（とびひ） …… とびひを外用薬で処置し、ガーゼ等で覆ってあること
- （29）B型肝炎 …… 傷口や鼻血を素手で触らない

別紙4 新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（保護者等記入）

- （30）インフルエンザは、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日経過していること。
- （31）新型コロナウイルス感染症は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。（発症2日前から発症後7～10日間は、ウイルスを排出しているといわれています。手洗いや咳エチケットなどの感染対策が必要です。）

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの罹患から再登園までの流れ（別表3）を参照してください。

別表 3

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの 罹患から再登園までの流れ

1 症状の発症！ 医療機関の受診

医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス感染症又は季節性インフルエンザと診断された場合、医療機関が発行する証明書等は不要です。

※ 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」（別紙 4）を保護者が記入し、再登園の際園に提出していただきます。詳細は下記 3 をご覧ください。

2 園に受診結果を電話で報告

園に受診結果を電話で報告してください。

病名	季節性インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	
		症状あり	無症状
出席停止期間	発症した後 5 日を経過し、かつ、 <u>解熱した後 3 日を経過するまで。</u>	発症した後 5 日を経過し、かつ、 <u>症状が軽快した後 1 日を経過するまで。</u>	
具体的な状況	発症した日を 0 日として、そこから 5 日間（計 6 日間） は登園できません。 また、 平熱となった日を解熱 0 日目とし、平熱で過ごせる日を 3 日間経過 する必要があります。	発症した日を 0 日として、そこから 5 日間（計 6 日間） は登園できません。 ※症状軽快とは、 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を 0 日として 1 日を経過する 必要があります。	検体を採取した日から 5 日を経過 するまで。

3 自宅にて発熱等の症状の経過記録、登園基準になるまで自宅安静

自宅において、発症日からの午前、午後の体温を測定し、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」（別紙 4）に記入してください。また、新型コロナウイルス感染症の場合は解熱剤の使用の有無を記入してください。

*発症日とは … 熱が出はじめた日や熱がなくても諸症状が出はじめた日です。

*呼吸器症状とは … のどの痛み、せき等の症状を指します。

4 必要期間休んだ後、園に登園予定日を電話で報告

5 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」（別紙 4）を持参して登園

登園可能になった後、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」（別紙 4）を登園の際に提出してください。

別紙5 災害発生時の行動（保育中に災害が発生した場合と保護者との連携）について

(1) 保育中に地震（津波）が発生（震度5弱以上）した場合

①揺れを感じた瞬間に園児を安全な場所に誘導し、保育室の扉を開ける等避難経路を確保しながら、揺れが収まるまで机の下にもぐったり、頭を両手で抱える防御姿勢を取るなど身を守る指示をします。園児がパニックにならないよう落ち着いた言動で声掛けを行います。

②揺れが収まったら園内放送に従って避難できるよう準備をします。人数確認をして情報収集をします。園舎は耐震化した建物ですので他の場所に移動しない予定ですが、災害の状況により避難場所を変更することがあります。

※第1避難場所は、多賀こども園 園庭海拔14m（静岡県防災GIS情報による）

津波の可能性時は、さくらのおにわ海拔17m・旧道「景德院駐車場」海拔22m・コーポ向山付近33m

第2避難場所は、熱海高校（上多賀地区指定）グラウンド海拔74m

③散歩中の場合は、保育教諭等の判断で安全な場所に避難し人数確認をします。揺れが収まったら園に連絡して状況報告します。道路の亀裂や頭上の落下物に注意を払い安全を確保しながら帰園し、人数確認を行います。状況によっては高台に避難する場合があります。

④園長は、津波発生の確認を行い、発生する場合は2階に避難する判断と同時に、地震による火災が起きていないか確認し、火災が起きた場合は消防（119）に通報するよう指示をします。

⑤園長は、被害を確認し、保育の継続か保護者にお迎えを依頼するか判断します。

携帯電話メール連絡網システムにてメールを送信します。園へ確認回答をお願いします。

メールや電話が使えない時は、災害用伝言ダイヤル「171」で、お知らせする場合があります。

（例：多賀こども園の電話番号）

伝言の方法（園からの伝言を入れます） 171 1 0557683437 1

伝言の再生（園からの伝言を聞く） 171 2 0557683437 1

⑥余震を警戒し、二次災害が起きないように備えます。保護者等がお迎えに来るまで安全を確保し保育を行います。帰宅困難な状況になり連絡が来ない園児に関しては、お迎えが来るまで保育を行います。

⑦翌日の保育は、園の状況を見て判断し、一斉メールでお知らせをします。

電話やメールができない時は、園玄関に貼紙で内容をお知らせします。

⑧震度5弱未満の場合は、津波速報や周囲の状況を確認し必要に応じた行動をとります。

(2) 保育中に熱海市に気象に関する避難情報が発令された時

①あらかじめ大型台風や線状降水帯の予想が出来る時は、天気予報を確認し、メールにて保護者へお迎えのお願いを依頼します。

②警戒レベルに応じて対応します。避難情報発令時の対応について（別紙6）

・警戒レベル3「高齢者等避難（乳幼児を含む）」発令時は保育を継続しますが、できるだけ速やかなお迎えをお願いします。

・警戒レベル4「避難指示」と警戒レベル5「緊急安全確保」発令時は、園児を引き渡します。安全を確保した上でできるだけ早くお迎えをお願いします。

(3) 登園前（午前6時時点で発令中又は午前6時から開園時刻までに発令）に熱海市に気象に関する避難情報が発令されている時

①警戒レベルに応じて対応します。避難情報発令時の対応について（別紙6）

・警戒レベル3「高齢者等避難（乳幼児を含む）」は開園しますが、可能な方は家庭保育の協力をお願いします。

・警戒レベル4「避難指示」警戒レベル5「緊急安全確保」発令時は、休園します。メール等で連絡を行います。医療関係者や災害対策・災害復旧等に関する業務に従事する保護者については、個別に相談に応じます。

②警戒レベル引き下げ時の対応

・次の事項等を確認しながら安全に配慮し速やかに保育を再開します。

施設の安全の確保、施設周辺の安全の確保、ライフラインの状況、職員体制の確保、

給食の提供（一時的に弁当持参等の対応も検討）など

(4) 保護者との連携

①地震（津波）が発生（震度5弱以上）した場合は、各自テレビや公報等の情報を確認し、園から連絡がなくてもお迎えのご協力をお願いします。お迎え中の道路の亀裂や落下物、土砂災害など発生する可能性があり危険なので早めの対応をお願いします。保護者に引き渡す時には、その後の安全が確保されているか確認し、安全と判断できない時には保護者等も一緒に園に留まることもできます。

②携帯電話メール連絡網システムにてメールを送信します。園へ確認回答をお願いします。メールアドレスを変更する時は、必ずお知らせ下さい。連絡の出来ないことがあります。

※保護者の届出してある内容（勤務先とその電話番号・自宅や携帯の電話番号とメールアドレス等）が変更した場合、必ず「変更届」を提出して下さい。又、外出の多い仕事の方や両親が遠方通勤の方は、常に連絡がとれるようにしておいて下さい。

避難情報発令時の対応について

熱海市教育委員会学校教育課
多賀こども園

多賀こども園では、台風・集中豪雨等に伴う避難情報発令時に、児童、保護者、職員等の安全を守るため、休園などの措置をとることがあります。

保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃から留意していただき、緊急時には速やかな行動がとれますようご理解とご協力をお願いします。

避難情報発令時の対応については、熱海市全保育施設共通です。

熱海市に気象に関する避難情報が発令されたとき

登園前 午前6時時点で発令中又は午前6時から開園時刻までに発令	警戒レベル5 緊急安全確保	休園します メール等で休園連絡を行います。
	警戒レベル4 避難指示	※休園となった当日、天候が回復し午前10時までに避難指示が解除(警戒レベル4から3に引き下げ)され、安全が確認でき、職員体制が整った場合は随時開園する場合があります。(昼食は持参してください。)
	警戒レベル3 高齢者等避難	開園しますが、 可能な方は家庭保育の協力をお願いします。

保育中	警戒レベル5 緊急安全確保	園児を引き渡します メール等でお迎え連絡を行います。 安全を確保した上でできるだけ早くお迎えをお願いします。
	警戒レベル4 避難指示	
	警戒レベル3 高齢者等避難	保育を継続しますが、 できるだけ速やかなお迎えをお願いします。

◆公共交通機関(東海道線・伊東線)の計画運休が発表された場合、職員体制の状況により、保育の縮小を行う場合があります。

その際はメール等で連絡しますが、家庭保育の協力をお願いする場合があります。

◆危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で(園からの連絡を待たずに)お迎えに来ていただいて構いません。園から連絡ができない事態が発生することもあります。早めの判断と対応がお子様の安心・安全に繋がります。